

府 食 第 6 2 号  
令 和 7 年 2 月 6 日

内閣総理大臣  
石破 茂 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和7年1月29日付け消食基第62号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められたフルピリミンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

フルピリミンの許容一日摂取量を0.011 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.08 mg/kg 体重と設定する。